保護者の皆様

小金井市立小金井第一小学校 校 長 浅野 正道

台風接近時に伴う学校の対応について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

本校では、児童の安全を第一に考え、台風接近時においては、小金井市教育委員会の防災 基準に準じ、下記のように対応いたします。ご家庭におかれましても、お子さんと内容についてご確認いただきますよう、 お願いいたします。

記

- 1 当日、午前7時までに多摩北部(小金井市)に「暴風警報」が気象庁より発令され、午前7時を過ぎても解除されない場合は、臨時休業(休校)とします。
- 2 当日、午前7時過ぎに上記の警報が発令された場合、登校前の児童は登校を見合わせ、自宅待機としてください。

学校の判断に関わらず、ご家庭で通常の登校を見合わせることを判断された場合は、 午前8時00分から午前8時30分までに学校へ電話にてご連絡ください。(通常は連 絡帳での連絡をお願いしていますが、この場合は電話で結構です。)

- 3 登校中または登校後の発令で児童が学校にいる場合は、安全確保のため学校で待機 させます。下校については、気象や通学路の状況等を考慮し、集団下校または保護者 による引き取りとします。
- 4 以上について、スクールメール及び学校ホームページ等にて学校の対応を適時発信しますので、ご注意ください。

【担 当】 小金井市立小金井第一小学校 副校長・下条 知淑 Tm.042-383-1141

小金井市立学校の台風接近に伴う措置について

「多摩北部」の「暴風警報」発令への対応

1 発令が予想される場合

- (1) 教育委員会と協議の上、休校、授業切り上げ等の適切な対応とする。
- (2) 在校中に発令が予想される場合、教育委員会と協議の上、すみやかに下校する。 ただし、状況によっては校内待機とする。

2 午前7時前に発令された場合

「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させる。

1	午前7時までに解除された場合	平常の授業を行う。
2	午前7時を過ぎても解除されない場合	臨時休校とする。

3 午前7時以降に発令された場合

1)	登校前及び登校中に発令された 場合	登校前は自宅待機させる。登校中は そのまま登校させ、在校中に準じて対 応する。
2	在校中に発令された場合	各校は、校内で児童・生徒を待機させる。ただし、小金井市の気象や通学路の状況等を十分に考慮し、教育委員会との協議に従って下校させることができる。その際、下校後の家庭の状況等を考慮して、校内待機など個々に安全を確保する。下校は集団下校とするが、状況に応じて保護者の引き取りの対応を行うこと。

4 その他

午前7時の段階で、小金井市(多摩北部)に「暴風警報」を伴わない「大雨警報」「洪水警報」が発令された場合は、<u>児童・生徒の安全第一に</u>各学校、地域、家庭の状況に応じて、校長が適切な措置を講ずる。